

## 米子香港便交流創出支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、米子香港便交流創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、米子香港便を活用した香港、マカオ及び中国本土との、教育、スポーツ、文化、経済等の分野における交流の取組のうち、今後も米子香港便を活用した継続した交流が見込める取組を支援することにより、両地域の相互交流の活性化と米子香港便の利用促進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で同表の第3欄及び第4欄のとおり本補助金を交付する。ただし、同表の第2欄に掲げる者に交付する回数は同一年度内で1回とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに様式第1号により行わなければならない。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合には、同条第1号又は第2号に規定するもの以外のすべての場合とする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更または承認された事業目的及び効果に大きな影響を与える事業計画の変更以外の変更にする。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに様式第3号により行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合においては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

### (雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県が別に定める

### 附則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助額	4 上限額
<p>（1）米子香港便交流創出支援事業 教育、スポーツ、文化、経済等の分野で、米子香港便を往復利用して、香港、マカオ及び中国本土と実施する交流事業（派遣事業及び受入事業）のうち、以下の条件をすべて満たすものとする。（経済交流を目的とする事業以外は④を除く）</p> <p>①米子香港便の継続的な利用を促進する効果が期待される取組</p> <p>②交流の実施により県内及び地域相互の活性化が期待できる取組</p> <p>③今後の展望、交流の継続や定着に向けた対策が考えられており、民間団体の自立的な地域間交流、活動等が進められていくためのきっかけ作りとなる取組</p> <p>④経済交流を目的とする場合は、地域や分野としての経済交流を進めて行くためのきっかけ作りとなる取組 （営利に関する商行為は助成対象としない）</p>	<p>鳥取県内に活動の拠点を有する団体</p>	<p>補助事業の実施のために米子香港便を往復利用した者1名につき、10千円を交付 （片道のみ利用は対象外とする）</p>	<p>一団体につき200千円（補助対象人数の上限20名）</p>

※助成対象となる事業は、地域の活性化、交流の活性化に資する事業で、次の各号にあげる要件に適合するものでなければならない。

- （1）特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業でないこと
- （2）公共の秩序、安全を害する恐れのある事業でないこと
- （3）その他、県が特に必要と認める事業

※本補助金以外に県の助成制度を受ける取組については、本補助金の補助対象としない。

様式第1号（第4条関係）

鳥取県知事 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者名

㊟

平成 年度米子香港便交流創出支援事業補助金交付申請書

米子香港便交流創出支援事業補助金の交付を受けたいので、米子香港便交流創出支援事業補助金交付要綱（平成29年5月19日付第201700046521号鳥取県観光交流局長通知）第4条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的、内容

(1) 目的

(2) 内容

3 利用予定便

(1) 往路

利用予定日：平成 年 月 日 便名： \_\_\_\_\_

(2) 復路

利用予定日：平成 年 月 日 便名： \_\_\_\_\_

※利用予定便が複数ある場合は、別紙に記入すること。

4 利用予定人数

\_\_\_\_\_名

(注1) 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。また、行程表、利用予定者名簿等の資料を提出すること。

様

職 氏 名 ㊟

平成 年度米子香港便交流創出支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった米子香港便交流創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績報告に基づき、米子香港便交流創出支援事業補助金交付要綱（平成29年5月19日付第201700046521号鳥取県観光交流局長通知。以下「要綱」という。）第3条の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第4条関係）

鳥取県知事 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者名

㊞

平成 年度米子香港便交流創出支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日による交付決定に係る事業の実績について、米子香港便交流創出支援事業補助金交付要綱（平成29年5月19日付第201700046521号鳥取県観光交流局長通知）第8条の規定により報告します。

記

1 事業名

2 実施内容

3 利用便

(1) 往路

利用日：平成 年 月 日 便名： \_\_\_\_\_

(2) 復路

利用日：平成 年 月 日 便名： \_\_\_\_\_

※利用便が複数ある場合は、別紙に記入すること。

4 利用人数

\_\_\_\_\_名

(注1) 実施内容欄に実施期間、実施内容、今後の展望等の詳細を記入するほか、実施内容の概要が把握できる写真や行程表、米子香港便の利用人数が確認できる名簿、搭乗券等の資料を添付すること。